

道路等除草業務委託特記仕様書変更点

番号	項目名	変更前	変更後
1	第2節 除草 第5条 作業時期	除草作業は、指定のある場合を除き 7 月から8月中旬までに行うものとする。	除草作業は、指定のある場合を除き 6 月から8月中旬までに行うものとする。

○対象業務委託

- ・道路等除草業務委託（浜島町地内）中期
- ・道路等除草業務委託（大王町地内）中期
- ・道路等除草業務委託（志摩町地内）中期①
- ・道路等除草業務委託（志摩町地内）中期②
- ・道路等除草業務委託（阿児町地内）中期①
- ・道路等除草業務委託（阿児町地内）中期②
- ・道路等除草業務委託（磯部町地内）中期